参考資料3

行政代執行見込み事案及び代執行 費用の見通しについて

行政代執行費用の見通しについて

- 〇 今後のPCB廃棄物の行政代執行費用は、既把握事案分は最大で8億円程度と推計される。
- 今後新たに発生すると想定される事案分は、保管事業者の倒産確率を1%と仮定すれば5億円±α程度と推計される(倒産確率を3.7%と仮定すれば20億円±α程度)
- ただし、本推計値は、今後の掘り起こし調査の進展等による精査が必要であり、実際の費用は推計値と異なった値になる可能性がある。

既把握事案分の調査について

〇 環境省において、全国115都道府県市に対する、平成27年9月 現在の保管事業者の破産や死亡などによりPCB廃棄物の処理 が滞っている事案(既把握事案)をアンケート調査

全国115都道府県市

既把握事案あり:52自治体

現時点では既把握事案なし:63自治体

高濃度PCB廃棄物事案あり:46自治体

PCB濃度不明事案あり:31自治体

既把握事案のPCB廃棄物量

(高濃度PCB廃棄物)

	合 計	トラン ス類 (台)	コンデン サ類 (台)	安定器(個)	汚染物 等 ^{※1} (kg)	小型機 器等 (台)	その 他 ^{※2} (個)
PCB 廃棄物量		9	482	13 ^{※3}	842	0	5
事案存在 自治体数	46	5	45	2	2	0	3
事案数	147	5	142	3	2	0	4

- ※1 汚泥、ウエス等でPCBに汚染された廃棄物が該当
- ※2 ドラム缶類、容器類が該当
- ※3 安定器については、高濃度、低濃度、濃度不明に該当する回答があったが、原則として 低濃度に該当するものはないことから、濃度区分にかかわらず高濃度PCB廃棄物とした
- ※4 1事案において、複数の種類のPCB廃棄物に該当するものがあり、合計欄は他の欄を単純に合計した値にはならない

(濃度不明のPCB廃棄物)

保管事業者がPCB濃度を把握しておらず、また、都道府県市においても現地調査まで行っていないことなどから濃度不明のもの

	合 計	トラン ス類 (台)	コンデン サ類 (台)	安定器(個)	汚染物 等 ^{※1} (kg)	小型機 器等 (台)	その 他 ^{※2} (個)
PCB 廃棄物量		65	126		583	136,381	5
事案存在 自治体数	31	13	25		1	2	4
事案数	74	23	53		1	3	4

- ※1 汚泥、ウエス等でPCBに汚染された廃棄物が該当
- ※2 ドラム缶類、容器類が該当
- ※3 1事案において、複数の種類のPCB廃棄物に該当するものがあり、合計欄は他の欄 を単純に合計した値にはならない

(留意事項)

- 〇 濃度不明のPCB廃棄物については、今後のPCB濃度の精査が必要。
- 〇 安定器について、平成26年3月現在のPCB特措法に基づく高濃度PCB廃棄物等の届出量は、トランス類6,322台、コンデンサ類118,575台、安定器4,701,198個であるところ、既把握量は存在自治体数も含め、トランス・コンデンサに比較し極めて少ない状況。このため、今後事案数が増える可能性がある。
- 都道府県市間における掘り起こし調査の実施状況には差異がある。

(参考)掘り起こし調査に係るアンケート調査実施状況(H27.12現在)

実施済み:46自治体 実施中:40自治体 未着手:29自治体

既把握事案の行政代執行費用の試算

(単位:千円、消費税を含まない)

	処理区分	トランス類	コンデンサ 類	安定器	汚染物等	小型機器 等	その他	計
ᇂ	処分	29,529	332,098	972	23,576	0	2,875	389,050
高濃度	収集運搬	4,500	34,500		5	,000		44,000
及				小計				433,050
澧	処分	213,265	86,814	0	16,324	26,209	2,875	345,487
濃度不明	収集運搬	32,500	5,000		3	,000		40,500
明				小計				385,987
合計								819,037

(試算方法)

処分

既把握事案のPCB廃棄物量

PCB廃棄物の処分単価

収運

都道府県ごとの既把握事案のPCB廃棄物量

× PCB廃棄物の収運単価

今後新たに発生する行政代執行費用の試算

1. 今後新たに発生すると想定される行政代執行対象PCB廃棄物量の推計 (トランス・コンデンサ・安定器)

【保管事業者の倒産確率を1%と仮定する場合】

現在届出されている全てのPCB廃棄物量

× 0. 1

× 0.01

- ※ 推計の前提
 - O. 1 = 今後の掘り起こし調査によるPCB廃棄物の増加割合 これまでの都道府県市による掘り起こし調査実績を考慮し、新 たに発見される量を現状の10%とし、これに相当する0.1を使用。
 - O. O1 =新たに発生する行政代執行対象廃棄物の割合 トランス・コンデンサの既把握量が届出されている高濃度のトランス・コンデンサの0.5%~1%程度であることから、その上限である1%をPCB廃棄物中の行政代執行対象の割合とし、これに相当する0.01を使用。

【保管事業者の倒産確率を3.7%と仮定する場合】

現在届出されている全てのPCB廃棄物量

0. 1

× 0.037

0.037

=新たに発生する行政代執行対象廃棄物の割合 中小企業白書2014における会社の設立登記数ベースの2011年 の会社廃業率3.7%に相当する0.037を使用。 (汚染物等($+\alpha$)、小型電気機器($+\beta$)、その他($+\gamma$))

汚染物等、小型機器等、その他については、個別に廃棄物量を推計できないため、新たに発生する量を仮に $+\alpha$ 、 $+\beta$ 、 $+\gamma$ で表し、その費用はまとめて安定器量から推計。

今後新たに発生する行政代執行対象安定器の量

× 0. 1

※ 推計の前提

0. 1

- =安定器量に対する汚染物等量、小型電気機器量、その他量の合計値の割合
- これまでのJESCOにおける処理実績から汚染物量が安定器量の1割に相当すると推計されているため、10%に相当する0.1を使用。
- 2. 今後新たに発生すると想定される行政代執行費用の試算

(処分)

今後新たに発生すると想定される行 政代執行対象PCB廃棄物量

X

PCB廃棄物の処分単価

(収集運搬)

既把握分の廃棄物量の比を用いて試算

今後新たに発生する行政代執行費用の試算結果

(今後新たに発生すると想定される行政代執行対象PCB廃棄物量)

	トランス 類(台)	コンデン サ類(台)	安定器(個)	汚染物 等	小型機器 等	その他
PCB廃棄物量	6 (23)	119 (439)	4,701 (17,394)	+ α	+ β	+ \gamma

※ 括弧内は保管事業者の倒産確率を3.7%とした場合の値

(今後新たに発生すると想定される行政代執行費用)

(単位:千円、消費税を含まない)

処理区分	トランス類	コンデン サ類	安定器	汚染 小型機 その 物等 器等 他		計
処分	19,686 (75,463)	81,991	351,634 (1,301,071)	35,163 (130,107)		488,474 (1,809,112)
収集運搬	(44,000 -	56,193 (208,117)				

[※] 括弧内は保管事業者の倒産確率を3.7%とした場合の値